

微地形判読のための詳細地形データの取得

仕様書

1. 件名

微地形判読のための詳細地形データの取得

2. 目的及び概要

日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）では、経済産業省資源エネルギー庁から受託した「令和 7 年度高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る技術開発事業（地質環境長期安定性総合評価技術開発）」において、地層処分に適した地質環境の選定に係る自然現象の影響把握及びモデル化に関連する研究課題として示された火山・火成活動、深部流体、地震・断層活動、隆起・侵食に対して、地質学、地形学、地震学、地球年代学等の各学術分野における最新の研究を踏まえた技術の適用による事例研究を通じて、課題の解決に必要な知見の蓄積や調査・評価技術の高度化を総合的に進めている。

このうち地震・断層活動に関する技術課題の一つに、活断層地形が不明瞭なせん断帯における活構造の分布や力学的影響範囲を把握する手法開発がある。本業務は、そうした手法開発の一環として、マグニチュード 6 クラスより大きい地震が生じているものの、これまでに活断層地形が確認されていなかった地区を事例として、断層運動に伴って形成される微地形判読のためのベースデータとなる詳細地形データを、UAV (Unmanned Aerial Vehicle) レーザー計測により取得することを目的とする。

3. 作業内容

3.1 作業範囲及び項目

- (1) 詳細地形データの取得
- (2) 報告書の作成
- (3) 打合せの実施

3.2 作業内容及び方法等

(1) 詳細地形データの取得

1) UAV レーザー測量

原子力機構が指定する 0.09 km² 程度の計測範囲で UAV を用いたレーザー計測を実施すること。点群の計測密度は 100 点/m² 以上とする。計測地は、名古屋から車で 3～4 時間程度の距離に位置し、計測範囲は針葉樹林、広葉樹林がみられる山地で、12 月以降は雪により地表が覆われる。なお、計測作業の際は、関係法令（航空法等）を遵守し、必要な諸手続きを経たうえで実施すること。

2) データ解析

取得した計測データについて、フィルタリング処理により植生等を除去し、地表面の三次元点群データを作成するとともに、等高線間隔が 50 cm 以内である詳細地形図を作成すること。三次元点群データは LAS (LASer) 形式で、数値標高データについてはラスタ形式で提出すること。

3) 作業日報

1)における野外作業時は、毎日作業日報を作成し、電子メールにて原子力機構の担当者に提出すること。作業日報には実施作業内容（作業日、作業内容、翌日の作業予定等）を記し、作業の全貌が分かるようにすること。また、現場作業写真または原子力機構の担当者が指定する資料を添付して提出すること。

4) 安全管理

1)における野外作業については、受注者側で十分な安全対策をとること。また、野外作業の実施前には原子力機構または、受注者側の規則・規定に沿ってリスクアセスメントを実施し、その結果を作業前に原子力機構担当者に報告すること。野外作業時には、毎日、危険予知活動ないしはツールボックスミーティングを実施し、その結果を日報とともに原子力機構担当者に提出すること。

(2) 報告書の作成

1)の結果を報告書に取りまとめること。報告書の作成に当たっては、原子力機構が指定する執筆要領に基づき作成すること。また、報告書で使用する用語や表現等については、原子力機構が公開している研究成果報告書に従い統一すること。また、報告書の巻末に現場記録写真を入れること。

(3) 打合せの実施

本件作業開始前、作業中の最低 2 回の打合せを実施し、実施計画、作業内容、進捗状況等を原子力機構に報告するとともに電子納品物について協議すること。打合せの日時・場所・手段については、原子力機構の担当者と協議して決定すること。打合せの内容については、適宜議事録を作成すること。

3.3 作業実施場所

詳細地形データの取得（UAV レーザー計測）：原子力機構が指定した範囲

4. 納期

令和 8 年 1 月 30 日

5. 提出書類

表 5-1 に提出書類一覧を示す。提出書類は、定められた期限までに指定数量提出すること。提出図書及び図面は、原則として A4 版で作成すること。

表 5-1 提出書類一覧

番号	提出書類	提出期限	数量	備考
(1)	実施計画書※ ¹	契約後の初回打ち合わせの後、速やかに	2 部	-
(2)	打合せ議事録	打合せ後速やかに (打ち合せ毎に作成)	2 部	-
(3)	作業日報	現場作業を行った日毎 速やかに	1 部	-
(4)	報告書	令和 8 年 1 月 30 日	2 部	-
(5)	三次元点群データ、 ラスタ形式の数値標 高データ※ ²	令和 8 年 1 月 30 日	1 式	-
(6)	委任又は下請負届 (機構指定様式)	契約後の初回打ち合わせの後、速やかに	2 部	再委託がある場合
(7)	100 万円以上の再委託に係る契約関係書類一式	令和 8 年 1 月 30 日	1 式	100 万円以上の再委託がある場合
(8)	原子力機構の指示によるもの	その都度	1 式	-

※¹：実施計画書には、以下の内容を含めること。

(1) 業務概要、(2) 実施体制、(3) 実施方法、(4) 工程表

※²：電子成果品となる。保存媒体については原子力機構と協議のうえ決定する。

(提出場所)

〒509-5102

岐阜県土岐市泉町定林寺 959 番地の 31

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

東濃地科学センター ネオテクトニクス研究グループ

(提出方法)

持ち込み渡し又は郵送

6. 検収条件

「5. 提出書類」の完納並びに、原子力機構が仕様書に定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

7. 協議・打合せ

- (1) 受注者は、作業工程や取得した成果等について、随時、原子力機構担当者の確認を受けつつ作業を進めること。
- (2) 業務を遂行する上で疑問点や問題点が生じた際は、速やかに原子力機構担当者と協議の上、その決定に従うこと。
- (3) 受注者は、協議・打合せを実施した際は、速やかに議事録を作成し、原子力機構担当者の確認を受けること。
- (4) 受注者は、業務を遂行する過程で、原子力機構が必要と認めた場合、専門家の指導を受けること。
- (5) 本仕様書に記載されている事項および記載されていない事項について、疑義が生じた場合は原子力機構と協議のうえ、その決定に従うこと。

8. 支給品及び貸与品

9.1 支給品

なし

9.2 貸与品

なし

9. 特記事項

- (1) 納入物件の所有権、著作権及びその他の技術情報に係る権利は、原子力機構に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、作業を実施することにより取得した当該作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または対価を得る、もしくは無償で第三者へ提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 報告書の作成に際しては、著作権について留意すること。報告書の取りまとめに当たり、情報収集元からの著作権利用許諾等が必要となる場合は、受注者にてこれを行うこと。
- (4) 受注者は、原子力機構担当者の指示により、作業進捗状況や取得したデータ及び作成した文章や図表等について適宜、報告すること。本件で使用する電子ファイルの形式、アプリケーション及び記録媒体については、原子力機構担当者の指示に従うこと。
- (5) 本件は、経済産業省資源エネルギー庁から原子力機構が委託を受けて実施するものであり、経済産業省資源エネルギー庁との委託契約書にも従うものとする。また、実施体制を変更する場合、原子力機構は経済産業省資源エネルギー庁の承認を得る必要がある。したがって、受注者は、合併または分割等により本契約に係る権利義務を他社へ承継しようとする場合には、事前に原子力機構へ照会し、了解を得るものとする。
- (6) 受注者は、100万円以上の再委託を行う場合には、事前に原子力機構担当者に報告するとともに、再委託に関する契約関係書類一式を原子力機構へ提出すること。
- (7) 本作業の遂行にあたっては、以下のデータ・文献を参考とすること。

N. Nishiyama, T. Nakajima, A. Goto, H. Hakoima, M. Nagata, K. Shimada, M. Niwa

(2024) Analysis of the Stress Field Around Concealed Active Fault From Minor Faults - Slip Data Collected by Geological Survey: An Example in the 1984 Western Nagano Earthquake Region. Earth and Space Science 11(6), e2023EA003360

10. 検査員及び監督員

検査員

一般検査 管財担当課長

監督員

ネオテクトニクス研究グループ グループリーダー

11. 知的財産権等

知的財産権等の取り扱いについては、別紙「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

12. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以 上

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。